令和８年度荒川区子ども家庭総合センター夜間児童指導員（会計年度任用職員）募集要項

職　　種　夜間児童指導員（会計年度任用職員）

応募資格　１　児童福祉に理解と関心があり、次の(１)から（９）のいずれかに該当する者
（１）児童指導員の任用資格を有する者
（２）保育士の資格を有する者
（３）社会福祉主事の任用資格を有する者
（４）社会福祉士の資格を有する者
（５）精神保健福祉士の資格を有する者
（６）公認心理師の資格を有する者
（７）臨床心理士の資格を有する者
（８）学校教育法に基づく大学において心理学、教育学、社会学若しくは社会福祉学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
（９）その他（１）から（８）に該当する者と同等以上の能力を有すると認められる者
２　児童福祉に理解と関心があり、上記（１）から（７）に該当するいずれかの資格取得を目的とする学校教育法に定める専修学校及び各種学校、大学、大学院又は上記（８）の大学に所属している学生、その他上記（１）から（８）に該当する者と同等以上の能力を有すると認められる者
３　地方公務員法第１６条に定める欠格条項に該当しない方（別紙参照）

勤務内容　夜間身柄付通告による緊急一時保護等の対応、入所児童の生活指導の補助、一時保護施設内のバックアップ支援　等

勤務場所　荒川区内（詳細な勤務場所は面接時にお伝えします）

雇用期間　採用日から令和９年３月３１日まで
勤務成績が良好な場合、原則６５歳未満に限り更新あり。採用後１か月は条件付き採用となります。

勤務時間等　週１日、１５時間（休憩１.５時間含む）、土曜・日曜・祝日・年末年始勤務あり
シフト制（勤務日は応相談）
午後５時３０分から翌午前８時３０分まで
※複数事業所での勤務を予定し、通算して週４０時間（休憩時間除く）を超える勤務にあたる場合は事前にご連絡ください

休 暇 等　年次有給休暇（初年度１日）、慶弔休暇ほか

報　　酬　１勤務当たり２４，０９７円（１，７８５円×１３.５時間：地域手当相当分含む）
※採用までに給与改定等があった場合は、その額によります。
※上記金額には所得税を含みます。
※１勤務につき、通勤手当（上限５５，０００円／月）、特殊勤務手当（１，４７０円×２日）、夜勤手当（４４６円×７時間）は別途支給されます。
※祝日・年末年始勤務は休日単価（２，４１０円×１３.５時間）で支給します。
※期末・勤勉手当なし。

保　　険　　社会保険等の加入なし

募集人員　　８名（予定）

募集開始　　令和８年６月３日（水曜）から
※募集人員に達し次第、締め切り

選考方法　　一次選考：書類選考
二次選考：個別面接（６月中旬以降順次）
※　面接日は一次選考合格者に対し、追って連絡します。
選考結果：６月下旬以降順次

応募方法　　下記の応募書類を簡易書留で郵送（封筒表面に「採用選考申込書類在中」と朱書き）又は持参（荒川区子ども家庭総合センター）してください。

① 採用選考申込書
採用選考申込書に、志望動機を含めて全て記入の上、顔写真を貼付して提出してください（市販の履歴書を使用する場合は、志望動機を記載の上、履歴書と合わせて提出してください）。

② 応募資格を有することを証明する資格証の写し

※　応募書類は返却いたしません。区でお預かりする個人情報は、選考及び採用以外の目的には使用しません。規定の保存年限経過後に適切に廃棄します。

問合せ先　　担当　荒川区子ども家庭部子ども家庭総合センター
電話　０３－３８０２－３７６５

（別紙）

―地方公務員法第 16 条（欠格条項）抜粋―

次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

（１）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（２）当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

（３）人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第５章に規定する罪を犯し刑に処せられた者

（４）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は選考を受けることができません。